

社会的企業論の現状と課題

橋本 理

関西大学准教授

一 はじめに

近年、社会的企業 (social enterprise) という用語が広まりつつある。とりわけ、欧米諸国を中心に社会的企業に関する研究が進められており、その影響をうけながらアジア諸国や日本においても、社会的企業に関する研究が徐々に進められている。また、これらの研究の進展とともに、社会的企業に関する法制度の整備が進められている国もあるわれている。社会的企業という用語をめぐっては、ソーシャル・アントレプレナー (social entrepreneur, social entrepreneurship)⁽¹⁾ やソーシャル・ビジネス (social business) などの用語を使用する論者もいる。だが、現時点では必ずしも

これらの各概念の区別が明確になされているとはいえば、それぞれの用語について共通の理解が成立しているという状況があるわけではない。社会的企業をめぐってはさまざまな領域の研究者がそれぞれの立場から分析を試みており、どの語句を用いるかは各論者の立場を反映しているという状況がある。

日本では、コミュニティ・ビジネス (community business) という用語が社会的企業と近い概念として使用されていることも多く、とくに現場レベルではその傾向が強い。したがって、日本においては、現段階で社会的企業という用語が現場レベルで一般に普及しているとはいがたい。しかし、社会的企業に関する研究が進められるなか、研究と現

場レベルの動きがリンクしながら、社会的企業やソーシャル・ビジネスという名のもとで活動を行う団体が生まれはじめている状況がある。

ところでのちに本稿で触れるように、社会的企業という用語は、これまでNPO論が対象としてきた領域と重なり合う部分も多い。したがって、社会的企業論においては、既存のNPO論との違いを明らかにすることが求められる。また、日本では、国際的に社会的企業論が対象としている領域の多くが、コミュニケーション・ビジネスという用語の上で議論されてきた。コミュニケーション・ビジネス論は、NPO論の文脈とのかかわりから論及されることも多いため、NPO論・コミュニケーション・ビジネス論・社会的企業論は密接なかかわりがあり、それぞれの論点の共通する部分と異なる部分を明らかにすることが必要である。

他方、社会的企業論においては、企業の社会的責任

(corporate social responsibility: CSR) や社会貢献、フィランソロピーなどを主要な論点として取り上げる論者もいる。したがって、社会的企業論がいわゆるNPOやサード・セクターに属する組織のみを対象とする（つまり、一般の民間企業を対象としない）のか、民間企業全般も対象とするのか、ということも論点となる。

このように、社会的企業に関する研究は広範な領域を包

含めたかたちで進められている。だが、こんにちの社会のなかで社会的企業が実際のところどのような意義をもつてゐるのか、その本質とは何なのかについてはまだ十分な検討がなされているとはいえない。なによりも、その対象とする範囲の広範さが社会的企業論のもつ本質や課題をみえていくとしている。

このようにいまだ発展途上の概念ともいえる社会的企業論に関して、本稿では第一に、社会的企業という用語がどのように広がりをみせていくのか、その国際的な動きにも触れながら明らかにする。その論点を踏まえて、第二に、社会的企業論の本質とは何なのか、社会的企業に関する研究から導き出される論点とは何かについて検討を加える。

二 社会的企業をめぐる研究の動向

(1) 「社会的企業」概念の登場とその展開

まず(1)では、欧洲において社会的企業の研究を牽引しているデウフルニ(Defourny, J.)とニッセンズ(Nyssens, M.)の議論にしたがい、「社会的企業」概念の登場とその後の展開を概観する。デウフルニとニッセンズによれば、社会的企業(social enterprise)という用語は、十数年前まではほとんど使用されていなかつたが、近年、米国と欧洲の

双方で驚くほどの進展をみせていくという。具体的には、米国では一九九三年にハーバード大学ビジネススクールでソーシャル・エンタープライズ・イニシアティブ（Social Enterprise Initiative）が立ち上げられたことが大きな端緒となり、その後、他の主要な大学や財團もまた、社会的企業やソーシャル・アントレプレナーに関する教育訓練および支援プログラムを立ち上げるにいたつた（Defourny and Nyssens, 2006, 3-4.）。

歐州においても九〇年代初頭に社会的企業の概念があらわれはじめたとデュアルニとニッセンズはのべる。なかでも注目される動きは、協同組合運動と密接にかかわったものとしてイタリアであらわれた。すなわち、イタリアにおいて九一年に「社会的協同組合（social co-operative）」の法人形態が登場したことが、歐州における「社会的企業」概念の端緒と位置づけられるのである。その後、他の歐州諸国における同様の動きや新たな法人形態の出現をうけ、社会的企業について研究するネットワークが九六年に形成された。すなわち、EU一五カ国をカバーする研究ネットワークである EMES (L'Émergence des Enterprises Sociales en Europe) が形成されるにいたるのである（Defourny and Nyssens, 2006, 3-4.⁽³⁾）。

に関する議論が大きく前進する動きが生じた。当時の英國ブレア政権がソーシャル・エンタープライズ・ユニット（Social Enterprise Unit）を立ち上げ、国を挙げて社会的企業の発展を促していき姿勢を打ちだしたのである（Defourny and Nyssens, 2006, 4.）⁽⁴⁾。この枠組みのもと、貿易産業省（Department of Trade and Industry : DTI）は「社会的企業—成功に向かへる戦略（Social Enterprise : a strategy for success）」（DTI, 2002.）において社会的企業の概念の定義を試みている。それによると、社会的企業は「社会的な目的を伴つたビジネスであり、生みだされた剩余が、株主の利益最大化を満たすためではなく、もっぱらコミュニティに資する活動に再投資される事業体」として位置づけられている。ここで社会的企業の定義は、非常に広範なものをおくむものと指摘できる。だが、社会的企業の概念を広範な対象を指示示すものと定義づけたとしても、現実に実態把握を行う段階では具体的に対象を限定する必要に迫られる。社会的企業をどのように操作可能な概念として定めるかについては論者によってその方法が異なり、現状ではさまざまな定義が試みられている段階にある。すなわち、一般的に社会的企業論の対象とは何かを示すことが困難な状態となつてゐるのである。なお、その後英国では二〇〇四年にコミュニティ利益会社（Community Interest Company :

CIC) という新しい法人形態を制定するにいたっているが、CICOという形態がどのような広がりをみせるかについては現時点では判断しがたく今後の推移を見守る必要がある。⁽⁵⁾

このように、社会的企業論は共通した定義が定まらないという根本的な課題を抱えている状況にある。そのようななか、民間の社会的企業支援団体であるソーシャル・エンタープライズ・ロンダン (Social Enterprise London : SEL) が刊行したリーフレットは、社会的企業と称される事業形態について網羅的に説明している。同書はすでに邦訳されており、日本の社会的企業論を考察するうえで一つの手がかりとなるものとして位置づけられる。同書では、社会的企業の形態として、具体的には「協同組合」「ソーシャル・ファーム」「従業員共同所有」「タレンジット・ユニオン」「開発トラスト」「媒介的労働市場会社」「ソーシャル・ビジネス」「コミュニティ・ビジネス」を取り上げて、それぞれの事業形態の特徴や事例紹介を行っている (SEL, 2001)。

(2) 多様な社会的企業論の諸相——米国と欧州の比較
社会的企業は米国と欧州の双方で注目を集めているが、注目されているポイントには違いもみられる。さきに取り上げたドゥフルニとニッセンズによれば、米国における社

会的企業の概念はかなり広く曖昧なものであるという。二人は、米国のソーシャル・アントレプレナーの代表的な研究者であるディーズ (Dees, G. J.) の研究に依拠して、米国における社会的企業という用語が、社会的な目標 (social goal) に携わる市場志向型の経済活動 (market-oriented economic activities) を指すものとして使用されているとのべる。すなわち、米国では社会的企業という用語は、NPOの財政問題（民間の寄付や政府の補助金の低下）に対するイノベーティブな反応から、企業フィナンソロピーや使命に支えられ商業活動に従事するNPOまでをもふくむ幅広い概念として用いられているというのである (Defourny and Nyssens, 2006, 3-4)。⁽⁶⁾

他方、欧州における社会的企業の概念もまだ定まらない。ドゥフルニとニッセンズによれば、欧州の社会的企業論としては、第一に、ソーシャル・アントレプレナーの動機に着目し、ビジネスで成功した個人が社会のニーズに挑戦する際のイノベーティブなアプローチに焦点をあてるものが挙げられる。この立場によれば、その対象はNPOのみならず民間営利セクターもふくまれ、企業の社会的責任の議論と重なる部分もでてくる。第二に、社会的企業の概念をサード・セクターに属する組織のみに限定するものが挙げられる。この立場によれば、具体的な対象は主として

NPOおよび協同組合となる。さきに挙げた研究ネットワークであるEMESESは後者の立場をとつており、その研究ネットワークのメンバーであるドゥフルニとニッセンズも後者の立場から社会的企業にアプローチしている(Defourny and Nyssens, 2006, 4-5)。後者の立場は、欧州において古くから議論が続けられている社会的経済(social economy)に関する議論とのかかわりが強いことも指摘できる。なお、EMESESの議論は社会的企業論で重要な位置を占めるものであるため、その特徴については次項であらためて触ることにする。

このように、米国と欧州では、社会的企業に対するアプローチに違いがみられる。また、欧州各国の詳細をみれば、歐州諸国の中でもその焦点のあて方は異なってくることに留意しておく必要がある。米国と欧州の社会的企業論の焦点の違いについて、カリン(Karin, J.)が表のような整理を行っている。より詳細に分析すれば、カリンの分類が必ずしも当てはまらない場合もあるが、米国と欧州の双方の動きを概観するうえではさしあたり有益なものと考えられよう。

また、日本の研究者による米国と欧州の比較においては、米国の議論が主としてソーシャル・アントレプレナー個人の社会的使命に焦点をあてるアプローチであるのに対

して、欧洲の議論が主として社会的企業の組織構造や社会政策とのかかわりに焦点をあてるアプローチである。というとらえ方がなされることもある。⁽⁷⁾ なおこの分類においても、欧州における研究の特徴はEMESの研究内容に基づいたものとなつている。米国と欧州の社会的企業論はそれぞれ日本で紹介されており、日本の社会的企業論を考察

表 米国と欧洲の社会的企業論

| | 米 国 | 欧 州 |
|----------|----------------|---------------|
| 強調点 | 収入を生みだすこと | 社会的便益 |
| 一般的な組織形態 | 非営利組織501(c)(3) | アソシエーション、協同組合 |
| 焦点 | すべての非営利活動 | 対人サービス |
| 社会的企業の形態 | 多様 | 少數 |
| 受益者参加 | 限定的 | 一般的 |
| 戦略的な機関 | 財団 | 政府、E U |
| 大学研究 | ビジネススクール、社会科学 | 社会科学 |
| 文脈 | 市場経済 | 社会的経済 |
| 法的枠組み | なし | 不十分だが改良中 |

(出所) Kerlin, 2006, 259.

するうえでも両者の違いを認識しておくことは重要となる。しかし、前述のとおり米国でも欧洲でも社会的企業論の定義は論者によつてさまざまであり、前記の分類に当てはまらない場合があることは付記しておく必要があろう。

(3) 欧州の社会的企業論の特徴

—EMES研究ネットワークの議論から

続いて、欧洲の社会的企業論の特徴について、その代表的な役割を担つてゐるEMESによる研究を取り上げてみていくことにする。ここでも、ドゥフルニとニッセンズの議論に沿つてその特徴をみていくことにしよう。⁽⁸⁾

まず、社会的企業の概念は、NPOと協同組合を橋渡しするものだとされる。政府セクターでも民間営利セクターでもないサード・セクターについては、国際的に二つの流れがある。すなわち、NPOに着目するグループと、協同組合や共済組合、アソシエーションなどに焦点をあてた社会的経済に着目するグループである。社会的企業の概念は、現存のこれらに取つて代わるものではなく、両者を包含するサード・セクターの発展に焦点をあて、サード・セクターという概念を豊富化することを意図しているというのである。すなわち、サード・セクターは市場と非市場という異なる要素をふくんでおり、具体的には協同組合とア

ソシエーションの双方をふくむ。また、サード・セクターは共益と公益という異なる要素もふくんでいる。社会的企業の概念はこれらのサード・セクターにおける異なった要素を統一する概念として位置づけられているのである(Defourny and Nyssens, 2006, 7.)。

では社会的企業は、従来のサード・セクターに属する組織と何が異なるのであらうか。ドゥフルニとニッセンズによれば、社会的企業は伝統的なアソシエーションと比較すると、生産活動をともない経済的なリスクを負つてより大きな価値を生みだそうとするという特徴がある。また社会的企業は、多くの伝統的な協同組合と比べるとコミニティ一般の利益や公益に資する活動を志向するという特徴がある。さらには、伝統的な協同組合が一般に単一のステークホルダー（組合員）を有するのに対し、社会的企業は多様なステークホルダーを有するという特徴がある。なお、多くの社会的企業は協同組合やアソシエーションの形態をとるが、どの法人形態を有しているかについてはこだわらないといふことも、その特徴として挙げられる(Defourny and Nyssens, 2006, 8-9.)。

また、サード・セクターの存在意義としては、以下の四つのイノベーティブなポイントが挙げられる。第一に、社会的企業には多次元なガバナンスの形態があるとされる。

すなわち、社会的企業論では、NPO論が重視する非分配制約よりも組織がどのようにガバナンスされるかを重視する。第二に、社会的企業は、取引を通じた経済的サステナビリティを達成すべきであるということを意味しないとのべられる。つまり、経済的活動によって得られる資源が重要であることは強調されるが、それによって得られる剩余によつて組織を持続させなければならないとは考えられていないのである。社会的企業の資源は、取引活動・公的補助・ボランタリーセクターから得られるものであつて、このように多様な資源の源泉があることこそがその特徴と考えられているのである。第三に、財とサービスの生産は社会的使命のためになされるべきであるとされる。経済的活動が社会的使命と関連していることが求められるのである。第四に、事業組織と公共政策の相互作用についてのフレームワークがイノベーティブであるとされる。そして社会的企業は、外部の環境によつて形づくられる部分があるというのである。社会的企業は、市場と公共政策と市民社会の中間領域に位置するものと考えられている (Defourny and Nyssens, 2006, 7.)。

また、EMESによる研究のなかから取り上げるべき特徴的な点がある。それは、「労働市場への統合をめざす社会的企業 (work integration social enterprise : WISE)⁽⁹⁾」に焦点をあてた研究が進められているといふことである。WISEという形態に注目が集まる背景には、欧州諸国における社会的排除の深刻化が挙げられる。構造的失業を主要因とした長期失業者の増加に直面するなか、WISEが注目を集めているのである。EMESのもとでは、EU各国におけるWISEの取り組みについての調査や国際比較が試みられている。

(4) 日本における社会的企業論の現況

では、日本における社会的企業論はどのような展開をみせていくのであろうか。第一に、社会的企業論とのかかわりで注目すべきなのが、NPO論である。日本における社会的企業の研究の多くはNPO論の系譜に位置づけられる。前述のとおり、欧州においては社会的企業論の対象をサード・セクターに限定するグループが大きな影響力をもつてゐるが、日本においてもサード・セクターに属する組織のみを社会的企業論の対象とみなす例は多い。そして、日本でサード・セクターの担い手として第一に挙げられるのがNPOである。

NPOという用語の含意は本来必ずしも特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）に限定されるわけではないが、一般にはNPO法人がその代表的な存在とみなされてい

る。⁽¹⁾ NPO 法人の活動分野は多岐にわたるため、すべての NPO 法人が事業化しているとはいえない。だがたとえば、社会福祉領域で活動する NPO 法人、なかでもサービス供給を中心とした活動を展開している事業主体は、継続的に事業活動を開拓していくことが必要となっている。とりわけ公的介護保険制度のスキームでサービスを供給する NPO 法人においては、継続的に一定の収入を確保するとともに、有給職員を雇い入れることが一般的であり、継続的な事業体として活動することが常態となっている。このような NPO 法人は、社会的な使命や目標を掲げるとともに事業収入に依拠して活動を進めるという事業組織とみなすことができる。このように事業化が進んだ NPO 法人は、社会的企業論の対象となる。⁽²⁾

第二に、サード・セクターの担い手としては協同組合の存在に目をむけることが必要である。協同組合の存在自体が NPO 論の勃興とともにあらためて問い合わせられるようになり、「非営利・協同組織」という概念が提起されることもあった。協同組合については、従来の生協や農協などに加え、社会サービスを供給することを目的とした協同組合の出現、労働者協同組合による福祉分野での活動の興隆など、新たな展開が注目されており、それらの動きは社会的企業論の論点と重なり合っている。またなによりも、民主

的な意思決定の仕組みに代表される協同組合に特徴的な事業組織の構造は、社会的企業論の重要な論点となる。すなわち、社会的企業論における「社会的 (social)」という用語のもつ意義をあらためて問い合わせ直すうえでも、民主的な特徴を有することによって社会性の表現がはかられる協同組合は社会的企業論の格好の対象となる。もちろん、協同組合の理念が実質的に機能しているかどうかについては慎重な吟味が必要であることはいうまでもない。さらには、欧洲のサード・セクターの論議のなかでは協同組合を重視する議論が多く、その意味においても、日本において協同組合を社会的企業論にどのように位置づけるべきかということは重要となる。⁽³⁾

第三に、コミュニティ・ビジネスと称される事業組織の諸活動は社会的企業論の対象となる。そもそもコミュニティ・ビジネスという概念は、英國における取り組みを学ぶかたちで社会的排除の克服という文脈から理解されたが、日本では二〇〇〇年代前半頃から多様な分野の諸活動に対してもコミュニティ・ビジネスという用語が当てはめられる状況がある。また、国や自治体がコミュニティ・ビジネスという用語に着目し支援策を講じていることもあり、新たな事業組織形態として期待を集めている。コミュニティ・ビジネスの名のもとで行われている活動は、具体

的には中心市街地活性化（とりわけ商店街振興）・中山間地域の振興・環境ビジネス・社会的排除の克服（福祉サービスの供給や就労支援）に大別できよう。国や自治体による支援策もこれらの諸活動に対して広範に実施されている。日本においては、社会的企業論の対象となる事業組織の多くはコミュニティ・ビジネスとして扱われているともいえる。NPO論が主としてNPO法人を対象とするのに對し、コミュニティ・ビジネス論は法人形態にこだわらない立場をとるため、NPO法人だけでなく株式会社や有限会社などもその対象となる。事業組織の法人形態にしばられない点においても、コミュニティ・ビジネス論は社会的企业論と同じ特徴をもつ。なお、さきに取り上げた英国のSELの分類にしたがえば、コミュニティ・ビジネスは社会的企業の下位概念に位置づけられている（SEL, 2001）。

第四に、企業の社会的責任の観点と社会的企業論とのかわりが挙げられる。企業の社会的責任については、その略称であるCSRという言葉が頻繁に使用されるようになつたのは二〇〇〇年代に入る頃からと思われるが、その議論そのものの歴史は古い。企業が社会に与える影響という観点は、株式会社が大規模化するにしたがつて問題とされてきたことであり、経営者支配論やコーポレート・ガバナンス論における多様な論点をふくるものである。高度経

済成長期以降に限定しても、一九七〇年代前半には公害問題や価格操作などの企業の反社会的な活動や不祥事への対応にも迫られるなか、企業の社会的責任論が大いに議論されたことに留意すべきである。

そして、九〇年代前半には企業の社会貢献が盛んに論じられるようになる。企業活動の海外展開が広まるなか、「企業市民」といった考え方の必要性の認識が高まり、バブル経済の余波もけながら、企業の社会貢献の必要性や企業メセナ・企業フィランソロピーの意義を説く議論が増えた。九〇年代後半には、NPO論の進展と呼応するかたちでNPOと民間企業のパートナーシップの重要性が説かれようになる。ここでは、民間企業とNPOのセクターを区別して、セクター間のパートナーシップの重要性を説くことに主眼が置かれている。二〇〇〇年代に入つてからは、あい変わらず頻発する企業不祥事への対応に迫られるなか企業の社会的責任論があらためてクローズアップされ、略称であるCSRという用語が普及するにいたる。さらに、社会的企業やソーシャル・アントレプレナーといった用語の普及とともに、企業の社会貢献活動に焦点をあてた研究があらためて注目を集めようになる。社会的企業論という枠組みにおいて、NPO法人だけでなく株式会社の社会貢献活動も対象とした議論がなされるようになるの

である。欧米の動向をのべるときにも触れたが、現在の社会的企業論においては、NPO法人や協同組合のようないわゆるサード・セクターに属する組織のみを対象とするのか、それに加えて民間企業全般も対象とするのかは、論者によつて見解が異なる状況がある。

最後に、社会的企業という用語そのものへの注目について触れておく。日本における社会的企業論は欧米の動きを紹介するかたちで進展してきた。したがつて、その議論自体、欧洲の流れに沿つた議論と米国の流れに沿つた議論に大別できる。欧洲の議論によつたものとしては、EMESにかかわる研究者による著作や前述したSELによるリーフレットの邦訳が刊行されてゐるほか、欧洲の事例について扱つた著作の刊行がみられる。他方、米国の議論に沿つたものとしては、ソーシャル・アントレプレナーの事例を扱つた著作が刊行されており、主として民間企業を視野に入れた議論、企業の社会貢献に着目したもののがみられる。また從来から経済産業省では、コミュニティ・ビジネス支援の施策を展開しているが、新たに「ソーシャルビジネス研究会」を二〇〇七年九月に立ち上げるなど、社会的企業論の論点についての検討がはじめられている。

三 社会的企業論の本質と課題

(1) 社会的企業論の課題

これまで、社会的企業論に関する先行研究を概観してきた。そこから見て取れるのはどのようなことであろうか。まず注目すべきことは、社会的企業論の対象は論者によって多種多様であり、その指示示す内容が広範であるということである。つまり、社会的企業論においてはそもそもどのような事業組織を対象とするのかと自体が重要な論点となるのである。さまざまな社会的企業論に関する国際比較が試みられているが、その際にもいかなる組織を研究対象とするかは議論の的となる。各国の制度や歴史的な背景によつて研究対象が国ごとに異なるため、国際比較には困難さがともなつてくる。もちろん、ある一国内においても論者によつて見解が異なることがあるため、社会的企業論においては定義の段階で議論がかみ合わない状態が生じる可能性が常につきまとつてゐる。

そして、社会的企業をどのような概念として扱うかは各論者の社会的企業へのアプローチの仕方と密接にかかわつてゐる。またそれに付随する課題として、社会的企業につわる法人形態をめぐる問題が論点として浮上する。

前述のとおり社会的企業論は、米国と欧洲の主要な議論

のもとで、研究の対象を「ソーシャル・アントレプレナー」個人の社会的使命に焦点をあてるアプローチ」と「社会的企業の組織構造や社会政策とのかかわりに焦点あてるアプローチ」に大別される。前記の分類に基づけば、前者は、ソーシャル・アントレプレナーによるイノベーションに焦点があられ、後者の立場に比して組織構造への関心は低く、対象となる事業組織はサード・セクター組織のみに限定されず、一般の民間企業もふくまれる傾向にある。そして、一般的民間企業を対象とするため、企業の社会的責任や社会貢献についてもその研究対象として取り上げられる場合が多くなる。

他方、後者の立場によれば、EMESSの研究に代表されるようにサード・セクター組織に対象が限定される。そして、その組織構造に焦点があられ、多様な目標やステークホルダーなどの存在に着目したガバナンス構造の分析がなされたり、社会的企業におけるソーシャル・キャピタルの意義とは何かといったことが論点として取り上げられることが多い。

後者の立場による研究では、ある特定の一つの法人形態だけを対象とするわけではないが、社会的企業の活動を支える制度的な基盤が議論の対象となり、どのような法人形態が社会的企業の発展にふさわしいかが議論される。ま

た、社会的企業の研究が具体的な政策形成や制度設計とリンクしながら進められている状況がある。研究の進展が社会的企業に関する法的枠組みの形成に影響を与える一方、社会的企業に関する法的枠組みの形成によって社会的企業という概念が一般に認知されていく状況もみられる。このような状況は、あとにも触れるが、社会的企業という概念自体が、その概念の拡大を意図的に進める動きをふくみながら生みだされてきたという事情に起因している。

また欧州の研究では、前述のとおり、社会的排除への対応や雇用政策とのかかわりからの議論がみられ、労働市場への統合をめざす社会的企業（WISE）が主要な研究対象の一つとなっていることに注目する必要がある。社会政策とのかかわりから社会的企業を位置づけるという点は欧洲の研究における特色の一つとなっている。

以上を踏まえると、社会的企業の先行研究からみえてくるのは、社会的企業をどのような概念として扱うかは各論者のアプローチの仕方と密接に関連しているということである。ただし、研究対象の設定がみずから立場を反映していることについて、必ずしも各論者は明示的であるわけではない。また、前記の二分類の境界に位置するような事業活動については、その位置づけが定まらないまま社会的企業の研究対象として取り上げられる。すなわち、社会的

意義が認められる事業活動は社会的企業論の対象として包括されていく状況にある。たとえば、途上国の支援や経済開発に携わる事業活動は、前記の双方の立場から研究対象として取り上げられる。具体的には、マイクロ・ファイナンスやフェアトレードの促進などの取り組みは、サード・セクターに属する組織のみならず民間企業の活動として行われる場合もあるが、欧州の社会的企業論においても研究対象となりやすいトピックスとなっている。だが、いずれにせよ、社会的企業をどのように規定するかは各論者が社会的企業にどのような価値を見いだすかに密接に関連している。

それでは、米国型の議論と欧州型の議論の両者に共通する特徴はあるのであろうか。強いて挙げれば、ソーシャル・イノベーションという概念を重視するという点が、これら双方に共通する特徴であると指摘できるのではなかろうか。しかし、これはそもそもEMESの研究が、NPO論を超えてNPO論と協同組合研究の双方をふくむ概念を編み出そうと意図した結果の反映であるともいえよう。前述したとおり、EMESの研究はNPOと協同組合を橋渡しする概念として社会的企業を位置づけた。NPO論は一般に協同組合をふくまないという特徴があるため、協同組合の活動が活発な欧州における議論を展開するためには、

サード・セクターに属する組織を分析する概念としてNPOに代わる新たな概念を打ち立てる必要に迫られていたのである。そこで、欧州で歴史的に研究の蓄積がある社会的経済という文脈を踏まえつつ、NPOと協同組合の両者をつなぐキーワードとしてソーシャル・イノベーションの概念を用いることにより、両者を包含する社会的企業という概念が構築されていったと考えられるのである。その意味において、EMESにおける社会的企業という用語は、NPO論において先導的な役割を担っている米国のジョンズ・ホプキンス大学研究グループが提起したNPO概念に對峙することを意図して、欧州の文脈に基づいたサード・セクターに属する組織を指す言葉として活用されているという特徴がある。すなわち、社会的企業という概念自体が、欧州の現状に即してサード・セクターに属する組織を包含することを意図した結果として生みだされた側面があると考えられるのである。そのような状況のもと社会的企業という概念は普及し、各国の政府やOECD・EUなどの国際的な機関によつても注目され、ときにはそれらの政策形成に影響を与えるほどの概念として広まるにいたつているのである。

そして日本における社会的企業論は、米国と欧州の双方の議論の影響のもとで展開されているため、米国と欧州の

それぞれの研究の特徴を反映するかたちで、各論者の立場に応じて米国型の議論と欧州型の議論が紹介される状況がみられるのである。日本にかぎらず他のアジア諸国においても、現実面では各国それぞれの背景に規定されながら、欧米の研究の影響下にある点では社会的企業論の展開は似たかたちの道筋をたどっていると考えられる。

いうなれば、社会的企業という概念 자체がその概念の大を意図的に進める動きを内包するかたちで使用されている。そして、その概念が指示示す内容の広範さが社会的企業という概念の普及に一役買っているという状況がある。

社会的企業が指す対象は、営利企業や政府の活動とのかわりからさまざまなどらえ方があり、各論者が各立場から議論を開拓することが可能であり、その概念の緩やかさが多くの研究者や実践者を社会的企業論に惹きつける要因となつてきているのである。

だが、前記のような状況は社会的企業論だけにみられる

ことではない。EMESによる社会的企業論が乗り越えようとしたNPO論もまた、その定義が曖昧であるがゆえにかえつて多くの研究者や実践者にとって使い勝手のよい用語として活用され、急速に概念が広まつた現状がある。NPO論においては、各論者は何に焦点をあてて分析をしようとしているのかを示すことによつてその議論の明確化

をはかる必要に迫られるが、この点は社会的企業論においても同様の状況にある。

実際のところ、研究対象となる事業組織や事業活動そのものは、NPOや社会的企業という概念があらわれる以前から存在している場合が多い。もちろん、NPOや社会的企業の議論が進められていく流れに棹さして現場の活動が進展する場合もある。だが、NPOや社会的企業といった概念が従前から存在していた事業組織や事業活動に後付的にラベリングされるケースがあるということは認識しておくべきである。もちろん、NPOや社会的企業といった概念を用いることによって現場の活動の発展が促されるのであれば、それは一般に望ましいことである。他方で、それぞれの現場に固有の個々の取り組みが、NPOや社会的企業というかたちで包括されることによる弊害が生じているとすれば、その弊害を認識して克服することが必要となる。

NPO論においても社会的企業論においても、その定義が広範であることによつて、活動の領域や形態が異なる多種多様な事業組織の営みが一括りに扱われてしまうことがあるが、そのような状況下では個々の領域におけるそれに固有の課題が覆い隠されてしまう危険性があることに注意すべきである。多種多様な組織を一括してNPOや

社会的企業と称することの意義があるのかどうかについては検討を要する。社会的企業の概念は、多様性やダイナミクスといった特徴を強調することによって、一方では事業収入やビジネスの視点を有しながら、他方で社会的な目標や使命の追求をめざすさまざまな営みを分析対象にしようとして生みだされてきた。いわば、とらえ難いものをとらえようとして生みだされた概念である。操作可能な概念を構築してとらえ難いものをとらえようとする試みがなされること自体は問題ではない。だが、NPO論においても社会的企業論においても、各論者の立場や価値判断が明確にされないまま曖昧な定義のもとでこれらの概念が使用される例が多く、そのような積み重ねがNPO論や社会的企業論の議論の混乱に拍車をかけていることには注意しておかなければならない。

また、NPOや社会的企業、ソーシャル・アントレプレナーといつた新たに生みだされた概念については、どの概念がもつともふさわしいかということは一概に判断ができるものではない。つまるところ、どの概念を用いるのが望ましいのかということは各論者の価値判断に基づく。また、これらの概念がどのような事業組織や事業活動をふくむものであるかについても明確な答えはない。どのような立場からどのような接近をするかによつて、もつともふさ

わしい概念や研究対象は異なつてくる。したがつて、当然のことではあるが、少なくとも各論者はどのような課題をどのように論点から解き明かそうとしているかを明確にして、その分析を進めていくことが求められる。

日本において社会的企業論を考察する際には、日本の現状を踏まえたうえで、はたして社会的企業という単語を用いることが有効なのか、これらの概念を用いることの意義はどこにあるのか、という基本的な点から議論がなされることが必要となる。米国や欧州とは異なる制度や文化的背景のもと、日本社会の現状に即して、社会的企業という概念がはたしてどのような意味合いを有するのかが検討されなければならない。

(2) 社会政策における民営化と社会的企業

これまでにみてきた社会的企業論の課題を踏まえ、以下では、社会的企業論という概念を用いることの意義と課題を明らかにする手がかりを探る。この項では、社会政策の観点とのかかわりから社会的企業論の検討を試みる。社会的企業という概念の興隆は、社会政策上の課題への対応と密接なかかわりをもつてゐる。とくに、前述の欧州型の社会的企業論の立場によれば、社会的企業は社会政策の課題に取り組む事業組織としての側面がクローズアップされる

ことになる。社会政策の領域の事業組織として社会的企業という概念に注目が集まる背景には、社会政策における民営化の進行がある。だが、はたして社会的企業という概念は、社会政策という観点からみて有効な概念として位置づけられるであろうか。社会政策という観点とのかわりからいえば、社会的企業の具体的な事業領域としては、第一に社会サービスの供給、第二に社会的に排除されるリスクが高い人びとを労働市場に統合する諸事業が挙げられる。ここでは、第一の点を取り上げて検討しよう。

社会サービス供給の担い手としては、NPO論と社会的企業論は同様の特徴を有している。そもそもNPO論の台頭のおもな要因の一つは、政府の役割や機能に対する疑問が生じたことにあつた。財政危機や官僚制の逆機能の深刻化など、政府による関与の負の側面が顕著になるにつれ、新たな事業形態を模索する動きが起こり、NPOへの期待が集まるようになった。NPOや社会的企業の諸活動にはさまざまなものがふくまれるが、その役割としてもつとも期待されていることの一つが福祉国家の危機への対応といふ点にある。

社会サービスの供給において政府の役割を後退させる動きが生じ、それと軌を一にして民間の事業主体によるサービス供給の模索がはじまつた。具体的には、一般の民間企

業もその担い手として期待されるとともに、新たな事業活動の担い手としてNPOがクローズアップされ、さらにはこんにちでは社会的企業という事業形態に注目が集まるようになってきている。日本では、一九九〇年代に「社会福祉基礎構造改革」という名のもとで多様な事業主体による社会サービス供給の意義が提唱されるようになつたが、この動きは、社会政策の民営化の流れのなかに位置づけられる。なかでも二〇〇〇年に導入された公的介護保険制度が、そのサービス供給の量的な大きさや社会的インパクトからいつてもつとも注目される動きである。同制度の導入によって、従来国や自治体およびその厳しい監督下にある社会福祉法人・医療法人などかぎられた事業主体によつてのみ供給されていたサービスが、株式会社やNPO法人によつても供給されるようになつた。財やサービスの供給と事業継続に必要な収入の確保は、それらが目的であるか手段であるかはともかく、あらゆる事業組織において取り組まれる。だが、供給される財やサービスが社会性をともなつたものであること、収入の確保がたんに財やサービスの利用者の利用料だけでなく、公的な制度に裏づけられた財源やボランタリーカーな資源にも依拠していること、という二つの側面が、NPOや社会的企業といった新たな呼び名で包含される概念の登場を促したと考えられる。

社会政策という観点から社会的企業という概念によるアプローチをとる際にはいくつかの大きな課題に直面することになる。まず、NPOや社会的企業という概念を用いた社会課題への接近は、社会に存在する課題を解決するうえでは必ずしも有効ではないかという疑問である。社会政策の観点にたてば、社会に存在する個々の固有の社会問題についてその実態を明らかにし、その原因を分析することから出発するほうが望ましいと考えられるからである。具体的なレベルで社会政策上の課題として存在することは何かを明らかにしなければ、その対応策を見いだすことは困難であり、NPOや社会的企業の事業を振興するという視点のみによつては、それらの活動によつてカバーしきれない問題が残されてしまう場合が生じる。もちろん、NPOや社会的企業による事業活動によつて便益をうける者がおり、社会政策上の課題に対しても有効に機能している例は少なくはないであろう。その意味ではNPOや社会的企業の諸活動は社会的に意義があるものと認識できる。しかし、NPOや社会的企業という事業組織のレベルからその事業活動を分析するだけでは、社会政策上の課題を十分に明らかにすることはできない。これは、社会政策の民営化それ自体が抱える問題と密接に関連している。社会政策の民営化は政府の責任の範囲を狭めることを意味す

るが、それに際して政府が担つていた責任・役割のすべてを民間の事業組織が負うことができるのかどうかという問題が生じるからである。だが、少なくとも現時点で、民間の事業組織は、従来政府が果たしてきた責任のすべてを負わなければならない根拠はない。

NPOや社会的企業の経営者は、その立場上、その事業主体が定めた社会的な目的の達成と事業継続のための収入の確保がその役割となる。だが当然ながら、事業主体の経営者はみずから職責のなかにすべての社会問題への対処がふくまれるわけではない。社会的企業の経営者としてはその職責は限定されている。すなわち、事業主体の経営者は、みずから有する経営資源のなかで、社会的な目標の追求と継続的な事業に必要な収入の確保を達成するために意思決定することが責任の範囲となる。事業組織レベルでの意思決定は、あくまでも当該する事業組織によつてできる範囲においてなされることになる。

社会政策の民営化は、裏返せば、社会政策における政府の役割の後退を意味する。だが、事業組織レベルでは、それぞれの組織の経営者はみずからの責任の範囲で責任を負うしかない。民営化の進行は政府の責任の範囲が変化することを意味しているので、社会政策上の課題における政府の責任とは何か、また社会問題に対しても社会全体としてど

う対処するのかということについて、あらためて価値判断して優先順位をつける必要に迫られる。

福祉国家のあり方自体が各国によって異なるので、NPOや社会的企業に求められる役割やその事業活動の有効性も各国の置かれている状況によつて異なる。前述のとおり社会政策という観点に関しては、社会的企業論は欧州諸国の動向を色濃く反映するかたちで展開してきた。だが日本における福祉国家のあり方は、全般的に欧州各国に比して政府の役割が小さい状況下にある。さらには、NPOや社会的企業の存立に欠かせない市民参加型の福祉社会が構築されているとはいひ難い状況がある。政府からの補助が得られないうえに、ボランタリーや市民参加による資源動員も困難な状況のもとでは、NPOや社会的企業を継続的な事業体として立ち行かせることは難しい。たとえ社会的企業の特徴が、事業収入・公的補助・ボランタリーな資源の確保といったかたちで活用できる資源が多様性を有している点にあつたとしても、それらの資源の源泉が不十分であるならば、その活動が広がりをみせるとは困難となる。

は何かを明らかにすることが必要となる。^{例)}

(3) 企業論による社会的企業への接近

統いてここでは、企業論という観点から社会的企業論の意義と課題を考察する。はたして企業論は新たに登場した社会的企業論をどのように把握することができるのだろうか。社会的企業論はどのようなインパクトを企業論に与えるのであろうか。

企業論の観点から社会的企業論について考察するうえでも、社会的企業論の対象をサード・セクター組織のみとするのか、一般の民間企業の諸活動、とりわけ企業の社会的責任に関する取り組みをもふくむのか、ということは興味深い論点となる。さきにのべたように、社会的企業論においてどのような事業組織を対象とするかは、各論者のアプローチの仕方を反映する。ここであらためて日本の論者によるそれぞれの立場の議論を示し、そのうえで企業論という観点から社会的企業論の課題に接近していく手がかりを探ることにしよう。

たとえば、藤井敦史は以下のように、企業の社会的責任を社会的企業論の対象とすることの問題点を指摘する。藤井は「社会的企業が、企業の社会的責任（CSR）との連続線上で捉えられると同時に、社会的起業家個人の自由な

発想を基盤とした組織、また、一般市場で自立して継続的に経営可能な組織といったイメージで紹介されてきた」ことは問題があるとし、その理由としては「社会的企業を、CSRとの連続線上で捉えることは、社会的企業が対峙している社会的排除というイッシュ、そのものを曖昧化させてしまうし、社会的企業という言葉を、小規模な事業型NPOから大規模企業までを含み込む極めて漠然とした概念にしてしまう」という点、「一般市場からの事業収入のみで経営的に成り立つ組織であるといつたイメージも、通常、困難な生産要素や購買力の乏しい地域市場を抱えた社会的企業を想定した時、無理がある」という点の二点を挙げる（藤井、二〇〇七年、八六～八七頁）。この藤井の立場は、EMESによる研究の展開をうけて、社会的企業という概念を社会的排除という問題への対応という観点から位置づけていることを反映しているものと考えられる。

他方、谷本寛治は、「ソーシャル・エンタープライズとは、非営利形態であれ、営利形態であれ、社会的事業に取り組み、社会的課題の解決に向けて新しい商品、サービスやその提供の仕組みなど、ソーシャル・イノベーションを生み出す事業体である」とのべており、さらには従来の企業の社会的責任の概念を超えるかたちで、「CSRは、コンプライアンス、リスク管理という受け身的なレベルにと

どまらず、社会的課題の解決に向けて企業が積極的に取り組んでいくことも求められており、それこそが新しい企業市民(Corporate Citizenship)の姿である」とのべ、「一般企業による社会的事業(CSR)」を社会的企業論のなかに位置づけて議論を展開している(谷本、二〇〇六年、一三頁)。また、EMESの研究グループに依拠した日本の議論に対しても、「[社会的企業]をヨーロッパの社会的経済の土壤におけるものとしてだけ捉える論者も見うけられる。そこでは社会的課題に取り組むソーシャル・エンタープライズの多様な可能性を構想し、広げていく」という理解が欠けている。ヨーロッパの動向を紹介するにとどまらず、ローカル／グローバル・コミュニティにおいて社会的企業(家)が多様なスタイルで活動している現実を分析し考察していくことが重要である」(谷本、二〇〇六年、四四頁)と批判的にのべるのである。このような谷本の立場は、社会的企業を「社会的課題の解決に様々なスタイルで取り組む事業体」として位置づけ、その特徴を「社会性」「事業性」「革新性」をともなった事業組織として分析するアプローチ(谷本、二〇〇六年、三〇四頁)を反映しているものと考えられる。

以上のように、日本の社会的企業論の現状は、欧州と米国におけるさまざまな社会的企業論の影響のもと各論者の

アプローチを反映した議論が展開されている状況にある。だが前述のとおり、どのようなアプローチが優れているかは概に判断できるものではない。社会的企業論において何を明らかにしようとするかという価値判断のもとで、分析方法の優先順位が設定されることが必要となる。

両者の主張を踏まえて日本における社会的企業論の方を考察するに際して、企業論という観点からはどういう接近が可能かを以下に整理しよう。まず現段階では、藤井が指摘するように、社会的排除という課題に取り組む組織として社会的企業という事業形態の特徴を分析していくことが求められる。そもそもNPOや社会的企業という事業組織が着目される背景には、政府による社会サービスの供給に取つて代わる新たな事業形態の模索という点が最も重要なポイントと考えられるからである。そして、NPOや社会的企業によって担われる社会サービスの供給は、一般市場によるサービス供給ではニーズが満たされない状況が生じる領域においてなされる。もし市場によるサービス供給で十分にニーズが満たされたのであれば、政府やサード・セクターの組織がでる幕はほとんどないからである。社会的企業という概念を使わざるを得ない状況が生じるおもな理由は、事業組織みずからによる努力や工夫だけでは市場のなかで生き抜けず、政府の補助やボランタ

リ一な資源の動員を必要とした事業形態の存在に着目せざるを得ない状況があるからである。したがつて企業論という観点においても、社会的排除への克服という観点を軸に、政府からの補助やボランタリーな資源の動員をその特徴として内包している事業組織の構造の分析をなすことは重要な課題となる。その際には、一般的の民間企業とサード・セクター組織のあり方を比較することが有効となる。ただし、サード・セクター組織のみを社会的企業と呼ぶべきかどうかは依然として判断しがたい問題として残らざるを得ない。しかし少なくとも、社会的排除という観点からのサード・セクター組織の分析という視点は、社会的企業論において重要な位置を占めるることは変わりない。

ところで、ここで注意すべきことは、企業論という分野からの接近によつてはにわかに明らかにならない重要な点があるということである。それは、前項でのべたことにつかわるが、社会政策上の課題を考察するうえでは、何よりも社会に存在する個々の固有の社会問題についてその実態を明らかにすることが求められるからである。社会課題の解決にむけては社会政策研究の視点が欠かせない。そして、もしその視点をも企業論の枠組みに組み込むことができれば、企業論の立場から社会サービスの供給に携わる事業組織の分析が積極的意義をもつことが可能となろう。しかし

現時点では、企業という概念を用いること自体が、独立的に事業性を得て継続的な事業体として立ち行くことが可能である事業組織が想起されやすい状況にある。社会的企業という用語もその呪縛から逃れられるわけではない。前述のように、日本の現状では、社会政策領域における社会的企业論は、たんに歳出削減だけを狙つた皮相的な社会政策の民営化を促す危うさとともになうものであることを銘記しておかなければならぬ。

それでは、社会的企業論においては企業の社会的責任（CSR）をふくむかたちの議論の展開はふさわしくないのであろうか。だが、そもそも企業の社会的責任（CSR）という課題は、企業論が主要な対象とすべき事項である。したがつて企業論という観点にたてば、企業の社会的責任を分析の射程に入れたかたちの社会的企業論を構想することは可能である。しかし企業の社会的責任を考察するうえでは、谷本がいうように、企業の社会的責任の概念に企業市民的な活動をも包含するべきかどうかは検討を要する。少なくとも、社会問題と企業とのかかわりに関しては、以下の二つの視点は区別できる。第一が、企業が引き起こす社会問題を軽減・解消させていく方向性の議論である。これは、従来型の企業の社会的責任論の範囲であり、企業活動によって引き起こされる問題（たとえば公害問題や環境問

題など) や事業活動上の犯罪行為 (たとえば商品の偽装表
示や価格操作、粉飾決算など)、労働問題 (たとえばサーキ
ビス残業や不当解雇など) をどのように防ぐかが論点とな
る。第二が、何らかの社会問題に対し、事業活動を通じ
てその解決をはかるとする場合である。具体的には、供
給される財・サービスの特質が社会性を意識したものであ
る場合 (たとえば環境問題に配慮した商品開発や社会サーキ
ビスの供給など) や、社会問題に配慮した雇用の取り組み
(たとえば障害者雇用への積極的な取り組みや育児休業制
度の積極的活用の推進など) が挙げられる。社会的企業論
において企業の社会的責任が取り上げられる場合には、主
として後者に焦点があてられることが多い。ソーシャル・
イノベーションという観点からいえば、ネガティブな側面
のは正よりも、むしろポジティブな面の促進に焦点があ
られる傾向がある。他方、前者に関する言及は社会的企業
論の文脈においては社会的責任投資という観点から取り上
げられ、反社会的な企業が資金調達し難い環境をつくると
いった観点から取り上げられる場合があるものの、企業活
動の負の側面のは正が社会的企業論のなかで中心的に位置
に取り組む事例 (たとえば従業員のボランティア活動支援
任に関しては、本業である事業活動とは別に社会貢献活動

や地域行事への参加など)にも着目する必要があるが、これらを取り組みも論者によつては社会的企業論の対象として取り上げられることになろう。

もちろん、企業の社会的責任における前記の分類は、社会環境のあり方やその変化によつて、また時代や地域によつて異なるものとなることがある。すなわち、社会の企業への要請は地域や時代によつて異なるのである。たとえば、障害者雇用や育児休業制度に関する法律を遵守することは前者に位置づけられるが、法律で定められた基準に

ら接近することは、「社会性」が指示示す内容を明確化しているというわかりやすさがある。他方、社会的課題に取り組む事業体を広く社会的企業論の対象とした場合には、個々の事業組織が取り上げたイシューのみが社会課題として取り上げられることになり、あくまでも事業組織の起業家や経営者の観点による社会課題が対象となる。つまり、起業家や経営者によつては取り上げられない(もしくは取り上げにくい)課題には到達できないことになる。そして、事業性の低い課題だけが取り残されることになる。

前述の点に関連しては、社会的企業という用語自体が奇妙であるということとも指摘できる。すなわち、社会的企業という用語を眼前にすると、はたして非社会的な(社会的でない)企業の存在が許されるのかという疑問が生じる。もちろん、「社会的」であるか「非社会的」であるかは価値判断をともなう。だが、法令遵守などのきわめて基本的なレベルを社会的であるかどうかの基準と設定したとしても、現実に社会的な企業と社会的でない企業は存在する。では、社会的ではない企業の存在が許されるかといえばそうではないであろう。本来、すべての企業は「社会的」でなければならぬはずである。もしそうであるとしたら、なぜあえて、社会的企業という用語を用いた議論をしなければならないのかという根本的な課題に直面せざるを得な

い。このように考えると、社会的企業論における「社会的」という言葉には、何らかの具体的な社会的課題を念頭に置いた分析をせざるを得ないことがわかる。その意味において、社会的排除という明確な課題を設定するやり方のほうが、現代社会における社会的企業への注目の根拠を提示しやすいと考えられよう。

他方、社会的企業論における「社会性」の内実を具体的な課題に限定せずに一般化したとすれば、それはもはや社会的企業だけではなく企業全般にかかわる問題として把握するほうがふさわしいことになる。すべての企業は本来社会的でなければならないとすれば、企業論の観点において企業の「社会性」とは何かという問題を考察することが欠かせなくなるのである。

ところで、企業論という立場から企業の社会性を論ずるうえでは、注意すべき点が残されている。それは、既存の企業のあり方を批判的に分析する視点が必要であるということである。たとえば、企業の社会的責任論を包括した社会的企業論においてその対象となる事業活動は、企業の社会貢献的な側面における「社会性」に着目しがちである。しかし実際のところは、企業の「社会性」に関連して企業のネガティブな側面があいついで露呈している現状がある。企業の社会的責任についての議論は長らく続けられて

いるものの、企業が引き起こす社会課題をどのように解消していくかということについての効果的な提起はいまだ十分になされているわけではない。現行の企業システムを再考するという視点が欠落しているならば、企業の「社会性」という問題への接近は不十分なものとならざるを得ないであろう。

四 社会的企業論の今後の課題

前記の論点を踏まえて、今後の課題について二つの観点から述べておく。

第一は、「労働市場への統合をめざす社会的企業」に関する分析を進めることがある。さきに述べたとおり、社会的に排除されるリスクが高い人びとを労働市場に統合することに重点を置いた社会的企業は、社会サービス供給とともに欧州の研究で重点が置かれている項目の一つである。この分野の社会的企業の役割は、社会的に排除された人びとを雇い入れる側面としての機能と、そのような人びとに対して生活支援や職業訓練をふくめた広い意味での就労支援のサービスを供給する機能という二つの側面からとらえられる。もちろん、現実にはこの二つの役割を兼ね備えたかたちで事業が展開される場合もある。

長期失業者の増大に代表される構造的失業問題の対応に際して、日本においてもワークフェア的な政策の模索がなされるようになってきた。現段階では日本においてワークフェア的な政策が必ずしも明確に打ちだされているとはいえないだろうが、社会福祉分野で多用されるようになつた「自立」という概念は、その含意が就労自立のみならず生活自立という広い意味を指す言葉であるにせよ、これまで以上に就労支援の取り組みに力点が置かれていると指摘できよう。その施策は主として地方自治体レベルで打ちだされるであろうが、その具体的な担い手として社会的企業の存在に注目が集まる可能性がある。その意味において、欧洲におけるWISEの動向を踏まえ、日本におけるそのあり方の検討がなされる必要があろう。もちろん、欧洲の動向を分析する際には、福祉国家のあり方や文化的背景の違いなどに配慮して、日本の現状に即した事業形態とその支援施策のあり方を検討することが必要となる。また、社会的に排除されやすい人びとは地域の産業や雇用環境の影響をうけるため、地域の状況に応じた政策形成が求められる。その意味において、地方自治体が果たす役割が重要となる。

第二は、企業論の観点から社会的企業論に接近する際の課題であるが、既存の企業論の枠組みの再考が必要である側面である。従来から企業論のおもな対象は、大企業で

る。この点で、社会的企業論は従来の企業論にインパクトを与える。社会的企業論の論点は、企業論における重要なテーマである企業の営利原則についての再検討を促す。企業の営利原則については、企業の目的とは何かという点とのかわりから、企業論の重要な課題の一つであり続けている。社会的企業論を考察するうえで直面する企業の「社会性」とは何かという問題は、企業目的を考察するに際して利潤極大化という観点と社会的使命の追求という観点の双方がどのように扱われるか、どのようななかたちであれば双方の観点を企業の仕組みに取り入れられるかの再検討を促す。そもそも、あらゆる企業は社会的な側面をもつていると考えられるが、そのような「社会性」が体現されやすい企業の仕組みとは何かが問われる。逆にいえば、反社会的な企業行動を起こしやすい企業構造の分析が必要とされていることになる。現行の企業システムの改編にまで踏み込んだ分析によつてこそ、企業の「社会性」とは何かという問題に有効な視点を示すことが可能となる。

最後に、試みに前記の課題を解くうえで有効な視点として、「規模」「時間」「範囲」という三つの視点を提起しておこう。第一の点は、企業の規模が企業の「社会性」に与える側面である。従来から企業論のおもな対象は、大企業で

あつた。企業が株式会社形態をとつて大規模化するにした

が必要となる。

がい社会に対する影響力が大きくなり、企業の「社会性」
という観点が必要となるといつ流れである。だが他方、社会的企業論の対象は小規模な事業組織を中心ですることが多い。企業の規模と企業の「社会性」がどのような関係にあるかの分析が必要となる。第二の点は、意思決定が短期的視野によるものか、長期的視野によるものかという点である。一般的には長期的視野による意思決定ほど「社会性」に配慮してなされると考えられる。だが、この問題を解くうえでは、第一に挙げた点ともかかわるが、小規模な事業組織においても意思決定という観点を一般化したかたちで分析可能かどうかという課題にも取り組む必要がある。小

規模な事業組織における意思決定は、現段階においては必ずしも一般化された理論のもとでなされているとはいえないからである。第三の点は、企業の意思決定や事業活動の範囲にかかる問題である。企業の組織構造に社会的費用や社会的便益の観点を組み込んだ意思決定および事業活動の遂行の仕組みがつくり上げられるかどうかという点が課題となる。企業の意思決定や事業活動の遂行とその影響がおよぶ範囲についての検討が必要であり、企業活動の影響がどのような範囲にまでおよぶものかを踏まえ、企業の事業活動がどのように社会的な課題に配慮できるのかの検討

点が鍵となつてみると考えられる。供給される財やサービスによって、企業の規模や意思決定のおよぶ時間や範囲が異なつてくると考えられるからである。社会的企業論が投げかけるもつとも重要な課題の一つは、素材的観点に基づき現代社会にふさわしい事業組織のあり方を探ることにある。今後その分析を深めることがますます重要ななるだろう。

(注)

(1) ディーズ (Dees, G. J.) は、セイ (Say, B.)、シュムペーター (Schumpeter, J.)、ドラッカー (Drucker, P.) の議論を踏まえて、entrepreneur とは何かの説明を試みている。ディーズは、entrepreneur の本質は、新しい組織を起こすことにあるのではなく、価値の創造の「機会 (opportunity)」に焦点をあてるにある。変化をつけ、それに対応し、変化を機会として活用するのが entrepreneurship だというのである (Dees, 2001, 2.)。また、谷本寛治は、entrepreneur という単語は、事業を起こす場合だけでなく、既存の組織における新しい事業への取り組みや新しい仕組みの導入の場合もあることか

- (1) ら、「組織を立ち上げる『起業』」局面のみならず、ビジネスモデルを「企てる」局面を重視し、「社会的企業家」と表現することにする」とのべている（谷本、二〇〇六年、二七頁）。なお、現段階では、日本の各論者はentrepreneurという用語について「起業家」「企業者」「企業家」などさまざまな訳語を用いている状況にあるため、本稿では、引用箇所を除きsocial entrepreneurを「ソーシャル・アントレプレナー」と表記していく。
- (2) 日本では自治体と民間企業の双方が出資した会社のことを「第三セクター」と呼ぶ場合がよくみられる。だが、ここではサード・セクター(the third sector)という語句を国際的な用法に依拠して用いている。すなわち、政府セクターにも民間営利セクターにも属さない第三番目のセクターという意味で、サード・セクターという用語を使用している。
- (3) E M E S 研究グループによる最初のまとまつたかたちでの著作がBorza and Defourny, 2001である。なお、本稿でしばしば取り上げているドゥアルニとニッセンズの二人は、E M E S の中心的なメンバーとして位置づけられる。
- (4) たとえば、英国の貿易産業省に設置されていたスマーリ・ビジネス・サービス(Small Business Service: SBS)は社会的企業の実態把握のための調査を試みていくが、その調査対象は、保証有限責任会社(Companies Limited

by Guarantee: CLG)および産業節約組合(Industrial Provident Societies: IPS)として登録されている団体から抽出されている(IHF, 2005)。社会的企業論は研究対象を定める際に特定の法人形態にとらわれないという特徴をもつが、実態把握のための調査の際には法人形態による分類が分析の出発点となることが多い。法人形態に基づく分類がもつとも正確に統計が整っているからであると考えられる。英国における社会的企業の定義や実態調査の試みについては、Lyon and Sepulveda, 2008および山口、二〇〇七年、を参照されたい。

(5) <http://www.cicregulator.gov.uk/>を参照。C I C の総数は二二二一〇団体となっている(二〇〇八年一月六日時点)。C I C に関する制度およびその制定過程については、柳澤、二〇〇七年、を参照されたい。

- (6) なお、注⁽¹⁾でも述べたように、デイーズは、ソーシャル・アントレプレナーの意味について、先行の「アントレプレナー(entrepreneurship)」研究を踏まえてこの用語のもつ意義の検討を行い、そのうえで、ソーシャル・アントレプレナーとは何かの説明を試みていく(Dees, 2001)。また、ディーズとアンダーソン(Anderson, B. B.)はソーシャル・アントレプレナーという概念の理論的枠組みをつくるとの必要性をのべ、既存のソーシャル・アントレプレナーの研究を社会的企業学派(Social Enterprise School)とソーシャル・イノベーション学派

(Social Innovation School) に分類したうえで、新たな

概念として、エンタープライシング・ソーシャル・イノベーション (enterprising social innovation) という概念に焦点をあてることの重要性を述べる (Dees and Anderson, 2006, 39–40.)。

(7) この点については、北島ほか、二〇〇五年、六三一六四頁、を参照。米国では「社会的企業は、基本的にNPOの商業化という文脈において語られてきた」のに對し、EUでは、「社会的企業が、協同組合的な色彩の強

い社会的経済や連帯経済の流れの中から登場してきてい

る」とのべられている。また英國の社会的企業については、米国と歐州の双方の流れの中間にみると位置づけられている。「イギリスの社会的企業は、EUとアメリカの狭間にあって、双方における社会的企業の流れが、複雑に入り込んでいるように思われる」(二〇〇五年、六三一六四頁)。なお米国と歐州の社会的企業論の比較については、藤井敦史によつても論じられている(藤井、二〇〇七年、八七一九三頁)。このでも、米国の代表的な論者としてディーズ、歐州の研究としてはEMESを取り上げられている。

(8) EMESのプロジェクトのもとで、ドゥフルニは、社会的企業の経済的・アントレプレナー的な次元の基準として、①財・サービスの供給および販売を継続的に行つていること、②高度の自律性を有していること、③経済

的なリスクを負つた活動を行つてゐること、④最低限の有償労働をともなうこと、の四点を挙げてゐる。また、

社会的な次元の基準として、①コミュニティの利益になるという明確な目的があること、②市民グループによつて立ち上げられたものであること、③資本所有に基づかない意思決定がなされること、④活動によつて影響をうける人びとが参加できるという特徴があること、⑤利益の分配が制限されてゐること、の五点を挙げてゐる

(Defourny, 2001, 16–18.)。

(9) ドゥフルニといっせんズによれば、WISEは、「労働市場から排除され続けるリスクのある不利な条件に置かれた失業者を労働市場に統合すること目的」とした事業組織である (Defourny and Nyssens, 2006, 13.)。労働市場への統合をめざす社会的企業に着目したものとしては、Spear et al., 2001., Spear and Bidet, 2005. やおよびNyssens, 2006. を参照。これらの研究では、EU諸国を主要な対象として各国の実態把握と比較分析が試みられている。

(10) NPO概念をめぐる問題の詳細については、橋本、二〇〇四年、を参照されたい。

(11) NPO法人の事業化については、橋本、二〇〇六年、も参照されたい。

(12) その代表的な著作としては、角瀬・川口、一九九九年、がある。

(13) 中川、二〇〇七年、では、英国の社会的企業を協同組合研究の文脈から論じている。

(14) コミュニティ・ビジネス論の展開と問題点については、橋本、二〇〇七年、を参照されたい。

(15) 企業市民については、松岡、一九九一年、を参照されたい。

(16) EMESS研究グループによる著作のうち、Borzaga and Defourny, 2001. および Evers and Laville, 2004. の邦訳書が刊行されている。また、ソーシャル・エンタープライズ・ロンドンが発行しているリーフレットのなかで邦訳されているものとして、SEL, 2001. がある。

(17) たとえば、中川、二〇〇七年、塚本ほか、二〇〇七年、がある。

(18) その先駆的な著作として、斎藤、二〇〇四年、がある。

(19) 多様な民営化の概念の詳細については、濱川、一九九一年、を参照されたい。

(20) より具体的には、中央政府と地方自治体がそれぞれどのような責任を果たすかということを分析していくことが必要となる。自治体セーフティネットという観点からも、中央政府と地方自治体のそれぞれの役割についての詳細な分析を行うことが求められている。

(参考文献)

- 角澤保雄・川口清史編『非営利・協同組織の経営』ミネルヴァ書房、一九九九年。
- 北島健一・藤井敦史・清水洋行「解説」『社会的企業とは何か—イギリスにおけるサードセクター組織の新潮流』生協総研レポートNo.48、生協総合研究所、二〇〇五年、六一～六六頁。
- 斎藤慎「社会起業家—社会責任ビジネスの新しい潮流」岩波書店、二〇〇四年。
- 谷本寛治「ソーシャル・エンタープライズ（社会的企業）の台頭」谷本寛治編『ソーシャル・エンタープライズ—社会的企業の台頭』中央経済社、二〇〇六年、一～四五頁。
- 塚本一郎・柳澤敏勝・山岸秀雄編『イギリス非営利セクターの挑戦—N.P.O.・政府の戦略的パートナーシップ』ミネルヴァ書房、二〇〇七年。
- 中川雄一郎『社会的企業とコミュニケーションの再生—イギリスでの試みに学ぶ』（第二版）、大月書店、二〇〇七年。
- 橋本理「非営利組織研究の射程—先行研究の整理と分析対象の明確化」『経営研究』第五五卷第二号、大阪市立大学経営学会、二〇〇四年、七一～九三頁。
- 橋本理「N.P.O.・社会的企業と地域再生」中山徹・橋本理編『新しい仕事づくりと地域再生』文理閣、二〇〇六年、一一七～一五〇頁。

●橋本理「コマニチヤンジネス論の展開とその問題」『関

西大学社会学部研究紀要』第三八卷第一号、関西大学社

会学部、一〇〇七年、五~四一頁。

●濱川一憲「発展途上国と『民営化』問題」『経営研究』第

四二卷第三号、大阪市立大学経営学会、一九九一年、一

~一七頁。

●藤井敦史「ボランタリー・セクターの再編成過程と『社

会的企業』——イギリスの社会的企業調査をふまえて」

『社会政策研究7』東信堂、一〇〇七年、八五~一〇七

頁。

●松岡紀雄『企業市民の時代——社会の荒廃に立ち向かう

アメリカ企業』日本経済新聞社、一九九一年。

●柳澤敏勝「コマニチヤ利益会社（C-I-C）規制の影響

—NPO（N.P.O）と社会的企業の反応』塚本一郎・柳

澤敏勝・山岸秀雄編『イギリス非営利セクターの挑戦—

N.P.O・政府の戦略的パートナーシップ』『ネルガア書

房、一〇〇七年、一~七~一三六頁。

●山口浩平「社会的企業——イギリスにおける政策パート

ナーとしての位置づけ』塚本一郎・柳澤敏勝・山岸秀雄

編『イギリス非営利セクターの挑戦—N.P.O・政府の

戦略的パートナーシップ』『ネルガア書房、一〇〇七年、

九~一~一六七頁。

●Borzaga, C. and Defourny, J. eds., 2001, *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge. (石塚哲朗・石塚秀雄・柳

澤敏勝訳『社会的企業——雇用・福祉のエコチャーチセク

タ』日本経済評論社、一〇〇四年)

●Dees, G. J., 2001, "The Meaning of "Social Entrepreneurship"', Draft Report, Kauffman Center for Entrepreneurial Leadership, Original Draft : October 31, 1998. Reformatted and revised : May 30, 2001.

http://www.caseatduke.org/documents/dees_sdef.pdf

●Dees, G. J. and Anderson, B. B., 2006, "Framing a Theory of Social Entrepreneurship: Building on Two Schools of Practice and Thought", in *Research on Social Entrepreneurship ARNOVA Occasional Paper Series*, vol.1, No3, 39~66.

●Defourny, J., 2001, "From Third Sector to Social Enterprise", in Borzaga, C. and Defourny, J. eds. *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge, 1~28.

●Defourny, J. and Nyssens, M., 2006, "Defining social enterprise", in Nyssens, M. eds. *Social Enterprise*, Routledge, 3~26.

●Department of Trade and Industry (DTI), 2002, *Social Enterprise: a strategy for success*, Department of Trade and Industry.

●Evers, A. and Laville, J. J. eds., 2004, *The Third Sector in Europe*, Edward Elgar Publishing. (石塚哲朗・柳澤敏勝訳『欧洲セカンドセクター——歴史・理論・政策』日本経済論譲社、一〇〇七年)

- IFF, 2005, *A Survey of Social Enterprises across the UK, Research Report for The Small Business Services (SBS)*, IFF Research Ltd.
- Kerlin, J., 2006, "Social Enterprise in the United States and Europe : Understanding and Learning from the Differences", *Volumtas*, 17(3) : 247-263.
- Lyon, F. and Sepulveda, L., 2008, "Mapping social enterprises : past approaches, challenges and future directions", Paper presented to Social Enterprise Research Conference, London South Bank University, UK, 26-27, June 2008.
- Nyssens, M. eds., 2006, *Social Enterprise*, Routledge.
- Spear, R. and Bidet, E., 2005, "Social Enterprise for Work Integration in 12 European Countries : A Descriptive Analysis", *Annals of Public and Cooperative Economics* 76 (2).
- Social Enterprise London (SEL) eds., 2001, *Introducing Social Enterprise*, Social Enterprise London. ([社]社的企業とは何か——キャリバード・スケーラー組織の新潮流】生協総研ノートム248、生協総合研究所、1100五年)。
- Spear, R., Defourny, J., Favreau, L. and Laville, J., 2001, *Tackling Social Exclusion in Europe : The Contribution of the Social Economy*, Ashgate Publishing.